

伊勢志摩サミット準備会議の開催について

平成 27 年 6 月 26 日
内閣官房長官決裁

- 1 伊勢志摩サミットの開催準備に関し、関係府省庁の緊密な連携を図りつつ政府全体の総合調整を行い、その開催の円滑な実施を図るため、伊勢志摩サミット準備会議（以下「準備会議」という。）を開催する。
- 2 準備会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官（事務）

構成員 内閣危機管理監

国家安全保障局次長

内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房副長官補（外政担当）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣広報官

内閣情報官

内閣総務官

内閣サイバーセキュリティセンター長

内閣府大臣官房総括審議官

警察庁警備局長

金融庁総務企画局総括審議官

復興庁統括官

総務省大臣官房総括審議官

消防庁次長

法務省入国管理局長

公安調査庁次長

外務省経済局長

財務省関税局長

文部科学省国際統括官

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）

農林水産省大臣官房総括審議官（国際担当）

経済産業省通商政策局長

国土交通省国際統括官

海上保安庁次長

環境省地球環境局長

防衛省運用企画局長

- 3 議長は必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 必要に応じ、準備会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者とする。
- 5 準備会議の庶務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、準備会議の運営に関する事項その他の必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。